

広島市消費生活センターだより

クーリング・オフって 知っていますか?

※クーリング・オフとは、契約の申し込みや締結した場合でも、契約を再考できるようにし、一定の期間内であれば無条件で申し込みの撤回や、解除ができる制度です。訪問販売など不意打ち的な特定の販売方法に対して、この制度が設けられています。



クーリング・オフの対象が拡大されます

☆令和5年6月から、テレビや新聞広告等を見て電話で申し込みをした時に、広告にない商品を不意打ち的に勧誘された場合も、クーリング・オフの対象になります。

クーリング・オフのポイント

- クーリング・オフは、書面や電磁的記録(電子メールや専用フォーム)などで通知を行います。契約書面に具体的な通知方法が記載されている場合は、記載された方法で通知を行きましょう。
- 契約書面を受け取ってから8日以内に通知を出します。
- 契約解除通知書には、契約を特定するために必要な情報や、通知を発した日を記載します。クレジット契約をした場合、信販会社にも通知します。
- クーリング・オフを行った証拠を保存しましょう。
 - はがきの場合
はがきの両面をコピーし、「特定記録郵便」、「簡易書留」等の方法で発送する。
 - 電子メールの場合
送信メールを保存しておく。
 - ウェブサイトの専用フォームの場合
画面のスクリーンショットを保存しておく。

記載例

契約解除通知書

① 契約日	〇年〇月〇日
契約書面受領日	〇年〇月〇日
② 商品名・サービス名	〇〇〇〇
③ 契約金額	〇〇〇〇円
④ 販売会社名・担当者名	〇〇〇〇

上記日付の契約を解除します。
なお、支払った代金〇〇〇〇円を返金し、
商品を引き取ってください。

〇年〇月〇日
住 所
氏 名

困ったときは、一人で悩まず広島市消費生活センターにご相談ください。

広島市消費生活センター
☎082-225-3300

相談無料
秘密厳守
です



開館時間:10時~19時 休館日:毎週火曜日、12月29日~1月3日

〒730-0011 広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

※火曜日は広島県生活センターで相談を受け付けています。

☎082-223-6111(月~金曜日 9時~17時、12月29日~1月3日と祝日は休館)